

青森県報

号外第百十四号 平成十三年十二月二十八日(金曜日)

目 次

人事委員会

- 人事委員会規則七一五一(へき地手当等)の一部を改正する規則……………(職員課)…一
- 人事委員会規則七一一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則……………(同)…三

人事委員会

人事委員会規則七一五一(へき地手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十三年十二月二十八日

青森県人事委員会委員長 増田孝介

人事委員会規則七一五一(へき地手当等)の一部を改正する規則

人事委員会規則七一五一(へき地手当等)の一部を次のように改正する。

別表第一の小学校の表中

「中野沢小学校」むつ市大字中野沢字上山道八の一
五

「中野沢小学校」むつ市大字中野沢字上山道八の一
五

に、

角違小学校 むつ市大字城ヶ沢字流道一四の六

○

「倉岡小学校」上北郡七戸町字鶴見平一七四」を

「野々上小学校」上北郡七戸町字中村五五」に、

「尾駒小学校」上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附四

八〇

「中志小学校」上北郡六ヶ所村大字倉内字家ノ上
一二六」を

一二六

「尾駒小学校」上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附四

八〇

「佐助川小学校」下北部大畑町大字大畑字佐助川二
二の二」を

二の二

「佐助川小学校」下北部大畑町大字大畑字佐助川二
二の二」を

二の二

「小目名小学校」下北部大畑町大字大畑字小目名家
ノ下一」を

ノ下一

「下風呂小学校」下北部風間浦村大字下風呂字甲平
ノ上」を

ノ上

「下風呂小学校」下北部風間浦村大字下風呂字甲平
ノ上一八の一」を

に、

「脇野沢小学校」	下北郡脇野沢村大字脇野沢字桂沢	八二
「脇野沢小学校」	下北郡脇野沢村大字脇野沢字桂沢	七の一
「小沢小学校」	下北郡脇野沢村大字小沢字小沢	二八
「小沢小学校」	下北郡脇野沢村大字小沢字小沢	一の九
「清水頭小学校」	三戸郡田子町大字田子字清水頭一	八
「清水頭小学校」	三戸郡田子町大字田子字清水頭一	に、
「鳥舌内小学校」	三戸郡名川町大字鳥舌内字七ツ役	に、
「葛川小学校」	南津軽郡平賀町大字葛川字家岸一	二の一
「葛川小学校」	南津軽郡平賀町大字葛川字家岸一	三
「倉岡小学校」	上北郡七戸町字鶴児平一七四	八
「戸鎖小学校」	上北郡六ヶ所村大字鷹架字後川目	四二の四
「中志小学校」	上北郡六ヶ所村大字倉内字家ノ上	一二六
「滝山小学校」	下北郡脇野沢村大字脇野沢字滝山	三四三

に、 を に、 を に、 を に、 を に、 を に、 を に、

「九艘泊小学校」	下北郡脇野沢村大字脇野沢字九艘	三一五
「九艘泊小学校」	下北郡脇野沢村大字脇野沢字九艘	泊一一〇
「第三中学校」	三沢市六川目八丁目三四の一六	に改める。
「第三中学校」	三沢市六川目八丁目三四の一六	別表第一の中学校の表中
「角違中学校」	むつ市大字城ヶ沢字流道一四の六	○
「角違中学校」	むつ市大字城ヶ沢字流道一四の六	に、
「小泊中学校」	北津軽郡小泊村字鮫貝一九六の一	を
「小泊中学校」	北津軽郡小泊村字鮫貝一九六の一	に、
「野々上中学校」	上北郡七戸町字中村五五	八八
「脇野沢中学校」	下北郡脇野沢村大字脇野沢字瀬野	川目一五二
「脇野沢中学校」	下北郡脇野沢村大字脇野沢字瀬野	に、
「名久井第二中学校」	三戸郡名川町大字鳥谷字太田三	川目八五の二
「奥内小学校」	むつ市大字奥内字中野四〇	に改める。
「奥内小学校」	むつ市大字城ヶ沢字流道一四の六〇	を
「奥内小学校」	むつ市大字奥内字中野四〇	に、
「水元小学校田の尻分校」	北津軽郡鶴田町大字廻堰字玉水五四の六	北津軽郡鶴田町大字廻堰字玉水五四の六
「水元小学校田の尻分校」	北津軽郡鶴田町大字廻堰字玉水五四の六	に、

「戸沢小学校」	下北郡川内町大字川内字川代一〇五」を ○九
「桜川小学校」	下北郡川内町大字桜川字川代二二五のに、 一
「関根橋小学校」	下北郡大畠町大字正津川字大畠道二三」 三戸郡田子町大字山口字道前二の一の、 三戸郡名川町大字鳥舌内字七ツ役二の、 鳥舌内小学校
「上郷小学校」	三戸郡田子町大字山口字道前二の一の、 三戸郡名川町大字鳥舌内字七ツ役二の、 鳥舌内小学校
「別表第一の中学校の表中」	一
「近川中学校」	「上郷小学校」三戸郡田子町大字山口字道前二の一の、 三戸郡名川町大字鳥舌内字七ツ役二の、 鳥舌内小学校
「角違中学校」	「近川中学校」むつ市大字奥内字江豚沢一の二の、 むつ市大字城ヶ沢字流道一四の六〇」を 「西目屋中学校」中津軽郡西目屋村大字田代字稲元一二 「近川中学校」むつ市大字奥内字江豚沢一の二の、 「西目屋中学校」中津軽郡西目屋村大字田代字稲元一二 「野々上中学校」上北郡七戸町字中村五五の二の、 「西目屋中学校」中津軽郡西目屋村大字田代字稲元一二 「上郷中学校」三戸郡田子町大字茂市字桜館一八 「名久井第二中学校」三戸郡名川町大字鳥谷字太田三 「上郷中学校」三戸郡田子町大字茂市字桜館一八 「別表第三の中学校の表中」
「東目屋小学校」	「東目屋小学校」弘前市大字桜庭字清水流三九 「草薙小学校」弘前市大字大森字田浦一二の一の、 「東目屋小学校」弘前市大字桜庭字清水流三九 「稻垣西小学校」西津軽郡稻垣村大字吉出字鴨泊二二の一の、 一
「稻垣西小学校」	「稻垣西小学校」西津軽郡稻垣村大字吉出字鴨泊二二の一の、 一
「甲地小学校」	「甲地小学校」下北郡東北町字往来ノ下五〇」を 一
「小目名小学校」	「甲地小学校」下北郡大畠町大字大畠字小目名家ノ下 「別表第一の中学校の表中」
「関根橋小学校」	「甲地小学校」下北郡東北町字往来ノ下五〇」を 一
「甲地小学校」	「甲地小学校」下北郡大畠町大字大畠字小目名家ノ下 「別表第一の中学校の表中」
「附則」	「甲地小学校」下北郡大畠町大字大畠字小目名家ノ下 「別表第一の中学校の表中」

（施行期日）

1 この規則は、平成十四年一月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてへき地等学校として指定されていた学校で施行日においてへき地等学校として指定されないこととなるものは、施行日の前日に当該学校に勤務する職員で施行日以後当該学校に引き続き勤務することとなるものに係るへき地手当に準ずる手当の支給については、へき地等学校とみなす。この場合において、へき地手当に準ずる手当の月額の算定は、改正後の人事委員会規則七一五（へき地手当等）第四条第二項の規定にかかるもとのとする。

人事委員会規則七一五（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十一月二十八日

青森県人事委員会委員長 増田孝介

人事委員会規則七一五（へき地手当等）の一部を改正する規則
人事委員会規則七一五（へき地手当等）の一部を改正する規則
人事委員会規則七一五（へき地手当等）の一部を改正する規則
人事委員会規則七一五（へき地手当等）の一部を改正する規則

「広船小学校」南津軽郡平賀町大字広船字福田三五四
「稻垣西小学校」西津軽郡稻垣村大字吉出字鴨泊二二の一の、
一

「甲地小学校」下北郡東北町字往来ノ下五〇」を
一

「甲地小学校」下北郡東北町字往来ノ下五〇」を
一

「甲地小学校」下北郡東北町字往来ノ下五〇」を
一

、

別表第一 及び別表第二を次のように改める。

別表第一 特地公署(第二条関係)

公署	所在地	一級地	区級分別
人事課職員六ヶ所村 駐在むつ小川原振興室職員六ヶ所村駐在	上北郡六ヶ所村大字尾駒字弥栄平一一五の四	上北郡六ヶ所村大字尾駒字弥栄平一一五の四	五四の一
環境保健センター六ヶ所放射線監視局務所	上北郡六ヶ所村大字倉内字笛崎五二一の二	上北郡六ヶ所村大字倉内字笛崎五二一の二	下北郡風間浦村大字下風呂字
青森警察署東田沢警察官駐在所	上北郡六ヶ所村大字倉内字笛崎五二一の二	上北郡六ヶ所村大字倉内字笛崎五二一の二	下北郡風間浦村大字易国間字
蟹田警察署平館警察官駐在所	東津軽郡平館村大字根岸字湯の沢一の六	東津軽郡平館村大字根岸字湯の沢一の六	大川目一一九
金木警察署相内警察官駐在所	北津軽郡市浦村大字相内字岩井八一の一〇六	北津軽郡市浦村大字相内字岩井八一の一〇六	堂三〇の一
金木警察署十三警察官駐在所	北津軽郡市浦村大字十三字深津七〇	北津軽郡市浦村大字十三字深津七〇	下北郡佐井村大字佐井字八幡
金木警察署小泊警察官駐在所	北津軽郡小泊村字砂山一一八ケ崎一六五の一	北津軽郡小泊村字砂山一一八ケ崎一六五の一	下北郡東通村大字白糠字前田
鰺ヶ沢警察署鰺木警察官駐在所	西津軽郡岩崎村大字岩崎字松原五三	西津軽郡岩崎村大字岩崎字松原五三	一五四の三
鰺ヶ沢警察署大間越警察官駐在所	西津軽郡岩崎村大字大間越字宮崎浜一一の一八	西津軽郡岩崎村大字大間越字宮崎浜一一の一八	一七二
野辺地警察署尾駒交番	西津軽郡岩崎村大字尾駒字野附三四九の二	西津軽郡岩崎村大字尾駒字野附三四九の二	上北郡十和田湖町大字泊字川原
野辺地警察署平沼警察官駐在所	上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂二六の一	上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂二六の一	上北郡十和田湖町大字奥瀬字野
十和田警察署千歳平警察官駐在所	上北郡六ヶ所村大字倉内字笛崎三九八の二	上北郡六ヶ所村大字倉内字笛崎三九八の二	北津軽郡小泊村字小泊四八八
五戸警察署焼山警官駐在所	上北郡十和田湖町大字奥瀬字ノ	上北郡十和田湖町大字奥瀬字ノ	附四七八の二
五戸警察署西越警察官駐在所	下北郡東通村大字西越字沢口	下北郡東通村大字西越字沢口	下北郡六ヶ所村大字大間字大間
官駐在所	下北郡東通村大字野牛字金ノ	下北郡東通村大字野牛字金ノ	内五の四三
官駐在所	下北郡東通村大字砂子又字大	下北郡東通村大字砂子又字大	大川目二八の五
官駐在所	下北郡東通村大字砂子又字大	下北郡東通村大字砂子又字大	下北郡佐井村大字佐井字糠森
官駐在所	下北郡東通村大字砂子又字大	下北郡東通村大字砂子又字大	二〇
官駐在所	下北郡東通村大字砂子又字大	下北郡東通村大字砂子又字大	川三九九
官駐在所	下北郡東通村大字砂子又字大	下北郡東通村大字砂子又字大	北津軽郡小泊村字砂山一〇七
官駐在所	下北郡東通村大字砂子又字大	下北郡東通村大字砂子又字大	北津軽郡小泊村字砂山一〇七
官駐在所	下北郡東通村大字砂子又字大	下北郡東通村大字砂子又字大	川三三の四二
官駐在所	下北郡東通村大字砂子又字大	下北郡東通村大字砂子又字大	六の一
官駐在所	下北郡東通村大字砂子又字大	下北郡東通村大字砂子又字大	崎三〇五

大間警察署

むつ警察署脇野沢警察官駐在所本村二三

別表第二 準特地公署（第二条関係）

公 署	所 在 地	
高規格道路・津軽ダム 対策課職員西目屋村駐 白神山地ビジターセン ターサ わ ら び 園	中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字宮元 六一 中津軽郡西目屋村大字田代字神田六 弘前市大字中別所字平山一六八 東津軽郡平内町大字茂浦字月泊一〇 中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬の上 一八一の二九	
水産増殖センター 日屋ダム管理事務所	中津軽郡西目屋村大字田代字神田六 弘前市大字中別所字平山一六八 東津軽郡平内町大字茂浦字月泊一〇 中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬の上 一八一の二九	
青森警察署内童子警察 官駐在所	東津軽郡平内町大字田茂木字家岸八 七 東津軽郡三厩村字新町五	
蟹田警察署三厩警察官 駐在所	東津軽郡今別町大字裏月字村下八七 の四 西津軽郡車力村大字車力字花林六五 西津軽郡車力村大字車力字花林六五 西津軽郡車力村大字富范字寿一八 西津軽郡木造町大字越水字駒田六の 六 西津軽郡木造町大字丸山字竹鼻八四 の二三 西津軽郡深浦町大字閔字柄沢九九の 五 上北郡東北町字往来ノ下四二の五 三戸郡階上町大字田代字横窪一八の 一 三戸郡三戸町大字貞守字北向下田二 〇の三 戸郡田子町大字山口字道前一三の 二 二 戸市大字中野沢字大近川一八の二 二 むつ市大字中野沢字大近川一八の二 二 むつ警察署猿辺警察官 駐在所	東津軽郡三厩村字本町一三九 六の三九七
三戸警察署上郷警察官 駐在所	東津軽郡三厩村字本町一三九 六の三九七	
三戸警察署近川警察官 駐在所	東津軽郡三厩村字本町一三九 六の三九七	

下北郡大間町大字大間字大間
平二〇の四三

大間高等学校

むつ警察署宿野部警察
官駐在所下北郡川内町大字宿野部字樅木平五
六の三九七東青教育事務所社会教
育主事三厩村駐在
中南教育事務所社会教
育主事西目屋村駐在中津軽郡西目屋村大字田代字稻元一
四三今別高等学校
木造高等学校東力分校
弘前第一養護学校
弘前第二養護学校
むつ養護学校東津軽郡今別町大字西田二五
八 西津軽郡車力村大字豊富字屏風山一
の二九七 弘前市大字中別所字平山一四〇
西津軽郡車力村大字豊富字屏風山一
の二九七 弘前市大字中別所字向野二二七
中津軽郡奥内字栖立場一の一一〇
むつ市大字奥内字栖立場一の一一〇

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十四年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下この項、次項及び附則第四項において「施行日」という。）の前日において特地勤務手当の支給を受けていた職員で、当該職員に係る改正後の人事委員会規則七一一二（特地勤務手当等）（以下この項において「改正後の規則」という。）に基づく特地勤務手当の月額（以下この項において「施行日以後の特地勤務手当の月額」という。）が施行日の前日における特地勤務手当の月額（以下この項において「施行日前の特地勤務手当の月額」という。）に達しないこととなるもの（改正後の規則に基づく特地勤務手当の支給を受けないこととなる者を含む。）については、改正後の規則第一条及び第三条の規定にかかわらず、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた公署に引き続き勤務する場合（当該公署の移転があった場合を除く。）においては、平成十六年十二月三十一日までの間（施行日以後の特地勤務手当の月額が当該職員に係る施行日前の特地勤務手当の月額以上となる場合を除く。）、当該施行日前の特地勤務手当の月額に相当する額の特地勤務手当を支給する。

3 施行日の前日において特地公署として指定されていた公署で施行日において準特地公署として指定されることとなるものは、施行日の前日に当該公署に勤務する職員で施行日以後当該公署に引き続き勤務することとなるものに係る特地勤務手当に

準ずる手当の支給については、平成十六年十二月三十一日までの間、施行日の前日ににおける級地区分に指定されている特地公署とみなす。

4 施行日の前日において準特地公署として指定されていた公署で施行日において準特地公署として指定されこととなるものは、施行日の前日に当該公署に勤務する職員で施行日以後当該公署に引き続き勤務することとなるものに係る特地勤務手当に準ずる手当の支給については、平成十六年十二月三十一日までの間、準特地公署とみなす。

（人事委員会規則七一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則の一部改正）

5 人事委員会規則七一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則（平成元年十二月二十二日公布）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「かかわらず」の下に「、平成十六年十二月三十一日までの間」を加え、附則第三項中「在勤する」の下に「場合においては、平成十六年十二月三十一日までの」を加え、附則第四項中「引き続き在勤する」の下に「場合においては、平成十六年十二月三十一日までの」を加え、附則第五項中「かかわらず」の下に「、平成十六年十二月三十一日までの間」を加える。

6 人事委員会規則七一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則（平成七年十二月二十二日公布）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「施行日以後の特地勤務手当の月額が当該職員に係る施行日前の特地勤務手当の月額に達するまでの間（改正後の規則に基づく特地勤務手当の支給を受けない者については、施行日以後）」を「平成十六年十二月三十一日までの間（施行日以後の特地勤務手当の月額が当該職員に係る施行日前の特地勤務手当の月額以上となる場合を除く。）」に改め、附則第四項中「については」の下に「、平成十六年十二月三十一日までの間」を加える。

7 人事委員会規則七一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則（平成十年三月二十三日公布）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「（以下「指定外の公署に勤務する職員」という。）」を削り、「当該職員に係る施行日以後の特地勤務手当の月額が施行日前の特地勤務手当の月額に達するまでの間（指定外の公署に勤務する職員については、施行日以後）」を「平成十六年十二月三十一日までの間（当該職員に係る施行日以後の特地勤務手当の月額以上となる場合を除く。）」に改める。

発行所・发行人	印刷所・販売人
青森市長島二丁目一番二号 青森県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社